

総務政策常任委員会資料 (当初)

令和5年3月7日(火)

総 合 政 策 部

目次

I 予算議案

- 令和5年度総合政策部当初予算案について（議案第1号・第2号関係）・・・3
- 令和5年度総合政策部新規・重点事業・・・5

II 特別議案

- 宮崎県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（議案第26号）・・・28
- 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
（議案第28号）・・・30
- 宮崎県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例
（議案第27号）・・・32

III その他報告事項

- 令和5年度総合政策部組織改正案・・・35

I 予算議案

令和5年度 総合政策部 当初予算案について

(議案第1号関係)

(議案第2号関係)

(一般会計)

(単位：千円、%)

所属名	令和5年度 当初予算額	令和4年度 当初予算額	対前年度	
			増減額	率
総合政策課	871,059	765,519	105,540	113.8
秘書広報課	523,573	512,681	10,892	102.1
統計調査課	310,936	278,939	31,997	111.5
総合交通課	1,239,604	2,834,594	▲ 1,594,990	43.7
中山間・ 地域政策課	1,018,036	829,888	188,148	122.7
産業政策課	451,036	554,697	▲ 103,661	81.3

所属名	令和5年度 当初予算額	令和4年度 当初予算額	対前年度	
			増減額	率
デジタル推進課	1,222,025	1,304,901	▲ 82,876	93.6
生活・協働・ 男女参画課	648,124	478,743	169,381	135.4
みやざき 文化振興課	10,387,473	8,965,374	1,422,099	115.9
人権同和 対策課	121,987	123,233	▲ 1,246	99.0
国スポ・障スポ 準備課	9,370,138	5,979,633	3,390,505	156.7
合計	26,163,991	22,628,202	3,535,789	115.6

(開発事業特別資金特別会計)

総合政策課	20,033	28,042	▲ 8,009	71.4
-------	--------	--------	---------	------

(一般会計+特別会計)

総合政策部計	26,184,024	22,656,244	3,527,780	115.6
--------	------------	------------	-----------	-------

I 予算議案

債務負担行為(追加)

みやざき文化振興課、国スポ・障スポ準備課

【議案第1号関係】

(単位:千円)

所属名	事項	期間	限度額
みやざき 文化振興課	県立芸術劇場大規模改修事業費 (特定天井改修)	令和5年度から 令和6年度まで	480,210
	県立芸術劇場大規模改修事業費 (舞台設備改修)	令和5年度から 令和6年度まで	935,000
	県立芸術劇場大規模改修事業費 (コンサートピアノ改修)	令和5年度から 令和6年度まで	21,362
国スポ・障スポ 準備課	国民スポーツ大会事業費 (競漕艇購入)	令和5年度から 令和6年度まで	37,000
	県有スポーツ施設整備事業 (陸上競技場投てき練習場整備工事等)	令和5年度から 令和6年度まで	664,349
	県有スポーツ施設整備事業 (体育館設備工事(2期))	令和5年度から 令和7年度まで	1,100,576
	県有スポーツ施設整備事業 (陸上競技場備品等整備)	令和5年度から 令和6年度まで	583,536
計	7事業		3,822,033

令和5年度総合政策部 新規・重点事業

(単位:千円)

所属名	事業名	事業の概要	予算額
G7宮崎農業大臣会合推進室	○ G7宮崎農業大臣会合開催支援事業	G7宮崎農業大臣会合協力推進協議会の取組を通じて、会合開催を支援するとともに、広報による機運醸成やおもてなし等に取り組む。	63,424
広報戦略室	新 SNSを活用したみやざきの魅力発信事業	旬な情報を紹介する動画を定期的に制作し、SNSを利用した効果的な広報を行うとともに、LINEのプッシュ型通知機能等を利用した情報発信を行う。	14,676
	改 広報力強化実践事業	重点広報取組等に対して、外部人材と連携し、戦略的に広報支援を行う。	7,124
統計調査課	○ 住宅・土地統計調査	住宅及び現住居以外の住宅・土地の保有状況等の実態を明らかにすることにより、生活関連諸施策の基礎資料を得る。	61,320
	○ 漁業センサス	漁業の生産構造、就業構造及び漁業を取り巻く実態を明らかにすることにより、水産行政諸施策の基礎資料を得る。	10,305
総合交通課	○ 広域物流網利用促進事業	本県発着の海上定期航路又は鉄道貨物を利用する事業者に対して、輸送に要する経費の一部を補助する。	12,453
	改 長距離フェリー下り荷確保対策強化事業	宮崎県長距離フェリー航路利用促進協議会に対して、新規下り荷開拓等の利用促進に要する経費を補助する。	28,000
	○ 地方バス路線等運行維持対策事業	バス事業者や市町村に対して、広域的なバス路線の運行維持や、運行形態の見直し等に要する経費を補助する。	738,475
	新 官民連携鉄道利用支援事業	JR吉都線・日南線の利用促進協議会に対して、新たな需要の掘り起こし、コロナ禍からの需要回復に向けた取組に要する経費を補助する。	2,962
	新 地域交通DX推進事業	交通事業者等に対して、路線バスのAIデマンド化やMaaSの推進など、地域交通のデジタル化に向けた取組に要する経費を補助する。	25,659
	○ 「みやざきの空」航空ネットワーク維持・活性化事業	宮崎空港振興協議会に対して、宮崎空港発着の国内線・国際線の維持・充実にに向けた取組への支援等を行う。	76,165
中山間・地域政策課	○ 特定地域づくり事業協同組合設立準備支援事業	特定地域づくり事業協同組合の設立に向けた準備に取り組む市町村に対して補助する。	3,000
	改 地域の実力で実現する持続可能な中山間地域づくり推進事業	地域住民による地域課題の共有や課題解決に向けた検討を促進し、具体的な取組等に対して補助等を行う。	17,210
	新 集落活動支援・交流促進事業	集落活動の維持・活性化に外部人材を活用したい集落と集落を応援したい外部人材とのマッチングを行う。	1,350

令和5年度総合政策部 新規・重点事業

(単位:千円)

所属名	事業名	事業の概要	予算額
中山間・ 地域政策課	㊦ 中山間地域医療人材交流研修事業	中山間地域と都市部の医療機関の看護師の相互人材交流事業実施に係る経費を補助する。	3,343
	㊦ 中山間地域移動スーパー等導入支援事業	中山間地域において、移動スーパー等による買い物支援事業の導入に取り組む事業者を支援する。	5,000
	㊦ 次世代へつなぐ祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク普及啓発事業	祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの魅力を発信するとともに、次世代の人材を育成するための環境学習の受入体制を構築する。	8,748
	○ 広域連携強化地域づくり推進事業	地域振興に係る新たな広域連携の具現化を図るためのワーキンググループを実施するほか、地域資源ブランドの効果的な情報発信等を行う。	8,577
	㊦ 未来へつながる地域づくり協創支援事業	市町村と地域住民等が一体となって取り組む持続的で発展性のある地域づくりの取組に対して補助する。	34,092
	○ ワークーションを通じた関係人口創出・拡大事業	ワークーションの受入に向けたプロモーション活動等の取組を促進するとともに、都市部の企業等と地域との継続的なつながりを構築する。	5,694
	㊦ 宮崎ひなた暮らし移住・定住促進事業	宮崎ひなた暮らしUIJターンセンターの運営、市町村等と連携した移住相談会や情報発信、市町村の移住・定住の促進に係る取組への支援等を行う。	100,008
	○ みやざきの魅力体感・つながり創出事業	本県の魅力やリモートワーク環境を体験するプログラムを実施するとともに、首都圏の若い世代を対象とした交流会を開催する。	4,023
	○ 地域おこし協力隊定着促進事業	現役隊員・市町村担当者向けの交流会や研修会を開催し情報提供や課題解決を行うとともに、OB・OGによる相談対応を行う。	1,501
	㊦ わくわくひなた暮らし実現応援事業	移住支援金の支給や、効果的な就業マッチングのために移住支援金対象企業を対象としたセミナー等を行う。	461,669
産業政策課	㊦ 越境EC伴走支援事業	県内事業者がシンガポール及び周辺ASEAN諸国への越境ECによる県産品輸出に係る取組を支援する。	12,936
	㊦ クラウドファンディング活用拡大事業	クラウドファンディングに取り組む県内事業者に対して、専門家による伴走支援を行う。	15,177
	㊦ みやざきの食の魅力発信・販路開拓事業	フードビジネスに取り組む県内事業者支援のため、県産品のweb物産展や首都圏での県産品販売イベント等を実施する。	35,483
	○ みやざきフードビジネス多角化支援事業	新型コロナの影響を受けた事業者に対し、商品開発や生産性向上に関する研修等を実施する。	27,000

令和5年度総合政策部 新規・重点事業

(単位:千円)

所属名	事業名	事業の概要	予算額
産業政策課	㊦ 先端技術を活用した食の新ビジネス創出事業	外部専門家を活用し、先端技術を用いて新事業創出や新分野への進出、事業多角化を図る県内企業を支援する。	20,907
	○ フードビジネス推進基盤強化事業	「フードビジネス相談ステーション」を設置し、フードビジネスに取り組む事業者の商品開発等に関する課題解決に向けた支援を行う。	53,000
	○ デジタル時代における産業人財育成事業	企業が持続的に発展するために必要なDXをはじめとする知識やビジネススキルの修得を目的とした人材育成プログラムを実施する。	42,060
	㊦ みやざき産業人財育成プラットフォーム連携強化事業	「産業人財育成プラットフォーム」との連携を強化し、企業と学生等との交流機会の創出やインターンシップ参加企業への支援等を行う。	17,000
	㊦ 奨学金返還支援事業	奨学金返還支援に賛同する県内企業等に就職した若者のうち、奨学金の返還を行う者に対して、返還額の一部を支援する。	32,488
	○ みやざきDXさががけプロジェクト推進事業	DXセミナーや実践的な連続講座「DX塾」の他、高校生・大学生を対象としたITスキル習得のオンライン講座等を開催する。	39,800
	㊦ 産業DXサポートセンター設置事業	産業のデジタル化に関する県内事業者の悩み等に対応する相談窓口を設置する。	27,296
デジタル推進課	○ 行政手続オンライン化推進事業	県の行政手続について、書面・押印・対面を不要とし、デジタルで完結できるように、関係課と連携してオンライン化を推進する。	13,360
	○ ひなたデジタルデータ利活用推進事業	情報提供及び定型的な相談事項へのチャットボットを活用した自動応答等により、県民の利便性向上を図る。	3,007
	㊦ 自治体DXを担う人材育成事業	資格取得の助成等により、デジタル技術を利活用し行政サービスの向上を実現できる庁内人材を育成する。	1,552
	○ ICT活用による業務効率化推進事業	RPAやAI-OCR等のICTツールの積極的な利活用により、庁内業務の効率化を推進する。	41,050
生活・協働・男女参画課	㊦ みんなで交通安全！啓発推進事業	交通安全に関する情報発信、中山間地域における高齢者の運転寿命を延ばす取組への支援等を行う。	11,069
	○ 宮崎県犯罪のない安全で安心なまちづくり促進事業	地域安全(防犯)活動に関する広報・啓発を行うとともに、防犯等に関するアドバイザーを派遣する。	5,798
	○ みやざきNPO・協働支援センター事業	NPO活動及び協働の支援拠点としてセンターを設置し、相談や研修、情報提供等を行う。	20,926

令和5年度総合政策部 新規・重点事業

(単位:千円)

所属名	事業名	事業の概要	予算額
生活・協働・男女参画課	○ 消費者行政活性化事業	県及び市町村の消費生活相談体制の充実強化を図るとともに、県民を対象に出前講座や消費生活情報の提供を行う。	58,790
	○ 女性の活躍サポート事業	女性の就業・キャリアアップ等に関する相談や情報提供、講座やメンター派遣等による支援を行う。	4,938
	○ みやざき女性の活躍強化事業	企業・関係団体・行政が一体となって、女性が多様な働き方を実現できるよう管理職層への研修会の開催など、環境づくりを推進する。	5,136
	○ 男女共同参画センター管理運営委託費	男女共同参画推進の拠点としてセンターを設置し、啓発・相談事業を行うとともに、学習や交流の場を提供する。	34,307
みやざき文化振興課	○ 県立芸術劇場大規模改修事業費	県立芸術劇場における各ホールの吊り天井の耐震性強化のための工事、必要な設備の改修等を行う。	1,647,174
	○ みんなが繋がる ひなたの文化活動推進事業	文化の裾野を広げ、文化と多様な分野の連携を推進する取組への支援等を行う。	24,873
	○ 宮崎県芸術支援プログラム補助事業	公募美術展の入賞者を対象に、美術留学や個展開催等に係る経費を支援する。	1,000
	㊦ みやざきの文化資源活用推進事業	首都圏での神楽公演や宮崎の文化に関する講座の開催、多様な主体が神楽を支える仕組みづくり等を行う。	8,809
	○ 文化で紡ぐ地域活力の再興応援事業	各市町村を通じて、地域文化の活動再開に向けた支援等を行う。	20,000
	○ 私立学校振興費補助金	私立高等学校、中学校、小学校を設置する学校法人に対して経常的経費の一部を補助する。	4,378,011
	○ 私立高等学校等就学支援金	私立高校等に通う生徒に対して就学支援金を支給する。	2,728,041
人権同和对策課	○ 人権啓発推進強化事業	大学やNPO等と連携した啓発や人権啓発強調月間及び人権週間における集中的な啓発等を行う。	24,814
	○ 宮崎県人権啓発センター事業	センターを設置し、人権問題に関する各種講座の開催、地域や企業が実施する研修への講師派遣の支援及び人権相談等を行う。	12,842
国スポ・障スポ準備課	○ 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会事業	「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会」の本県開催に向けた準備を行うとともに、県有スポーツ施設の整備を行う。	9,198,702

みやぎきの情報発信力強化

秘書広報課 広報戦略室 21,800千円
【財源：一般財源】

事業の目的

地域間競争が激化する中、「選ばれる宮崎県」となるため、定期的に本県の魅力等を伝える動画を制作し、SNS等で効果的に発信するとともに、外部人材と連携して戦略的に情報発信を行う。

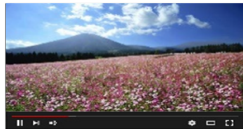
事業の概要

①改 広報力強化実践事業（予算額：7,124千円）

宮崎県人会世界大会などの重点広報取組等に対する外部人材と連携した戦略的な広報支援

②新 SNSを活用したみやぎきの魅力発信事業（予算額：14,676千円）

動画制作



【宮崎の旬なトピックス】
ニュース、イベント、観光、
物産、文化、移住・定住、就職、
子育て、教育、医療など

県公式Youtube、FB、Twitterの
ほか、TikTokなどのショート動画
SNSを活用し、広く発信



今後本県に関心を持つ
可能性のある方

LINEのプッシュ型発信機能
を活用し確実に通知



本県に関心を持っている方

- ・宮崎県民
- ・国内・国外の県人会など県ゆかりの方々
- ・旅行者・県産品購入者など宮崎のファン



事業の仕組み

①②

県



民間事業者

成果指標

LINEともだち数
【現：令和4年度】
1万3千人
↓
【後：令和7年度】
6万人

事業の期間

①令和5年度 ②令和5年度～令和7年度

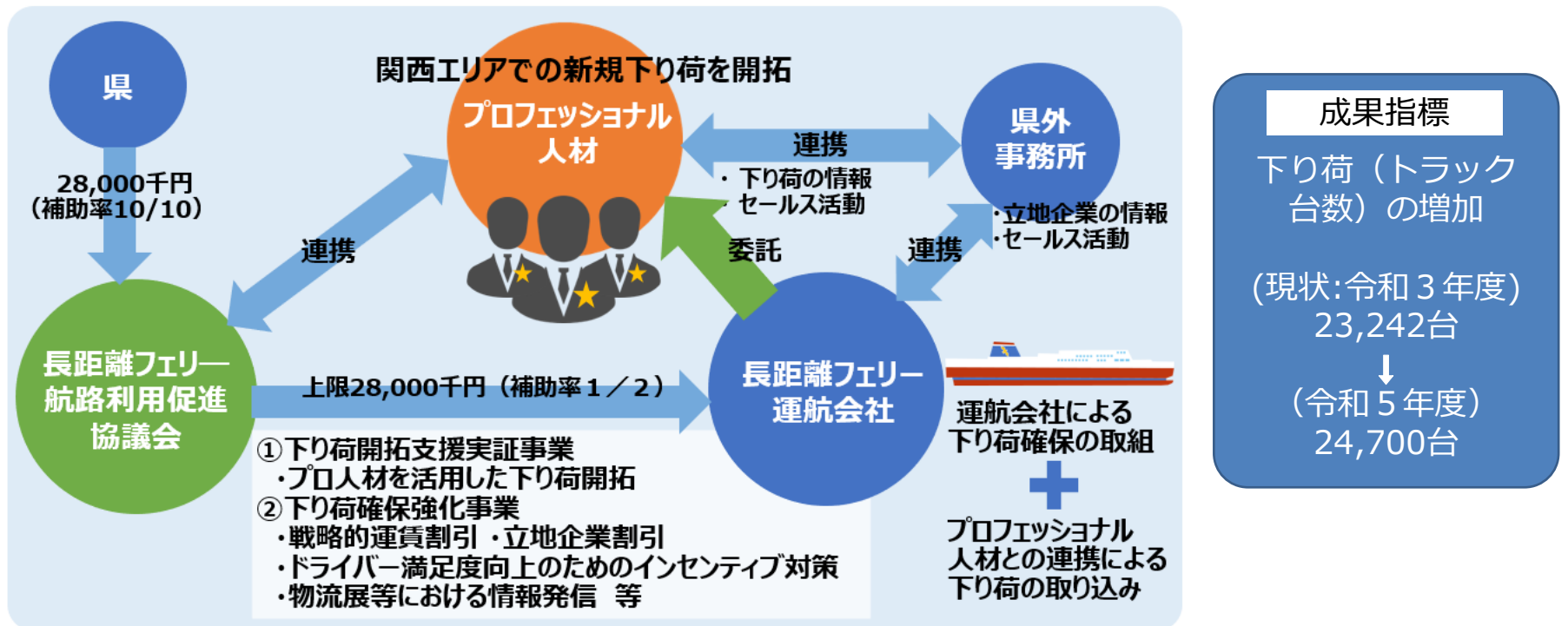
改 長距離フェリー下り荷確保対策強化事業

総合交通課 28,000千円
【財源:宮崎再生基金】

事業の目的

長距離フェリー運航会社による下り荷確保の取組と物流の知識・経験が豊富なプロフェッショナル人材による関西エリアでの新規貨物開拓の取組を連携させることで、長距離フェリー航路を利用した下り荷を効果的に確保し、フェリー運航会社の経営安定化及びフェリー航路の安定的な維持を図る。

事業の概要



事業の期間

令和5年度

新 官民連携鉄道利用支援事業

総合交通課 2,962千円
【財源:宮崎再生基金】

事業の目的

新型コロナの影響により利用者数が減少している吉都線・日南線について、通勤定期の購入支援や沿線の各種イベント等と連携した利用促進に取り組み、新たな需要の掘り起こし、コロナ禍からの需要回復を図る。

事業の概要

(1) 事業内容

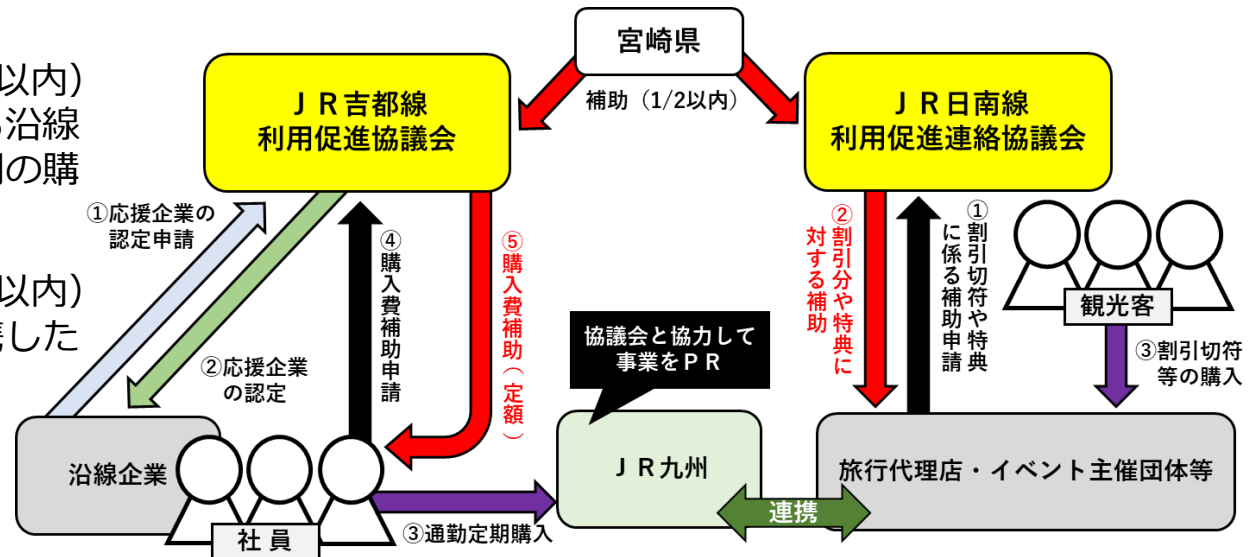
- ① J R 吉都線（補助率：1/2以内）
積極的に吉都線を活用する沿線企業に勤める社員の通勤定期の購入を支援
- ② J R 日南線（補助率：1/2以内）
沿線の各種イベントと連携した割引切符等の造成を支援

※いずれも J R と協力し P R を展開

(2) 成果指標

J R 吉都線の平均通過人員	現状（令和3年度）	397人/日	→	令和7年度	500人/日
J R 日南線の平均通過人員	現状（令和2年度※）	594人/日	→	令和7年度	700人/日

※令和3年度は大雨に伴う運休があったため非公表。



事業の期間

令和5年度～令和7年度

新 地域交通DX推進事業

総合交通課 25,659千円
【財源:一般財源】

事業の目的

交通事業者等が実施するデジタル技術を活用した利便性向上、最適化・効率化に向けた様々な取組を支援し、人口減少やコロナ禍等により疲弊している地域交通の生産性向上を図る。

事業の概要

(1) 事業内容

① 路線バスデジタル化支援

ア QRコード等キャッシュレス決済の導入に係る最適なエリア・路線の検討に要する経費を補助（補助率1/2以内）

イ 路線バスのAIデマンド化に向けた実証に要する経費を補助（補助率10/10以内）

② MaaS推進支援（補助率1/2以内）

専門業者の活用や九州各県との連携によるMaaSの対象エリア・サービス拡大の取組に要する経費を補助

(2) 成果指標

令和7年度までに路線バスへ新たなデジタル決済方法導入

路線バスのAIデマンド化 現状（令和4年度）なし → 令和8年度 3路線

MaaSアプリ対象エリア 現状（令和4年度）2地域 → 令和8年度 県内全域

【路線バスAIデマンド化】



事業の期間

(1)①ア・②：令和5年度 (1)①イ：令和5年度～令和7年度

改 地域の力で実現する持続可能な中山間地域づくり推進事業

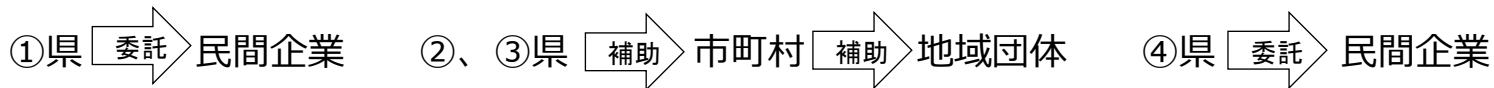
中山間・地域政策課 17,210千円
【財源:一般財源】

事業の目的

地域住民等が行う地域課題解決に向けた取組を支援するほか、集落間の交流会の開催を通じて好事例の横展開や連携を図ることにより、持続可能な中山間地域の形成を促進する。

事業の概要

(1) 事業の仕組み



(2) 事業内容

- ① 地域ワークショップ開催支援事業
地域課題の共有や課題解決に向けた合意形成を促進するためのワークショップを開催
- ② 地域課題検討支援事業（補助率 1 / 2、補助対象上限額 50万円）
住民の合意形成に基づき開始する「地域課題解決に向けた取組の検討」に要する費用を補助
- ③ 地域課題解決支援事業（補助率 2 / 3、補助対象上限額 500万円）
「地域課題解決に向けた取組」の初期費用を補助
- ④ 集落間交流促進事業
先進的地域の事例発表や地域の魅力発信を行うブース設置等を行う交流会を開催

(3) 成果指標

地域課題の共有や日常生活に必要なサービスや機能の維持・確保に向けた取組を行う地域 9地域

事業の期間

令和5年度～令和7年度

ワーケーションを通じた関係人口創出・拡大事業

中山間・地域政策課 5,694千円
【財源:一般財源】

事業の目的

県内のワーケーション受入に向けた取組を促進するとともに、都市部の企業・個人と地域との継続的なつながりを構築することにより、新たな関係人口の創出や拡大を図る。

事業の概要

(1) 事業の仕組み

①②県  委託  民間企業

(2) 事業内容

① ワーケーション受入の取組促進

- ・ 宿泊事業者や市町村職員等の実務者向け研究会の開催
- ・ SNS等を活用したプロモーション展開

② 関係人口拡大に向けたつながり創出事業

- ・ 地域とのつながりを求める都市圏の企業や個人と市町村とをマッチング

(3) 成果指標

県や市町村の取組等を通じたワーケーション受入数

現状（令和3年度）374人/年 → 令和6年度 540人/年

②関係人口拡大に向けたつながり創出事業

都市圏の企業・個人
(都市圏に事業所を有する企業、外部専門人材や親子等の個人)

マッチング

市町村
(ワーケーション受入に
取り組んでいる又は今後取
り組む意向のある市町村)

ワーケーション実施

地域との継続的なつながり・新たな関係性の構築（関係・交流人口増）

事業後の発展的展開へ

観光誘客

企業誘致

移住・定住

地域課題の解決
に向けた連携

外部人材の活用

事業の期間

令和5年度～令和6年度

特定地域づくり事業協同組合設立準備支援事業

中山間・地域政策課 3,000千円
【財源：一般財源】

事業の目的

特定地域づくり事業協同組合の設立に向けた準備に取り組む市町村を支援することにより、組合設立を促進する。

事業の概要

(1) 事業の仕組み

① 県 補助 市町村

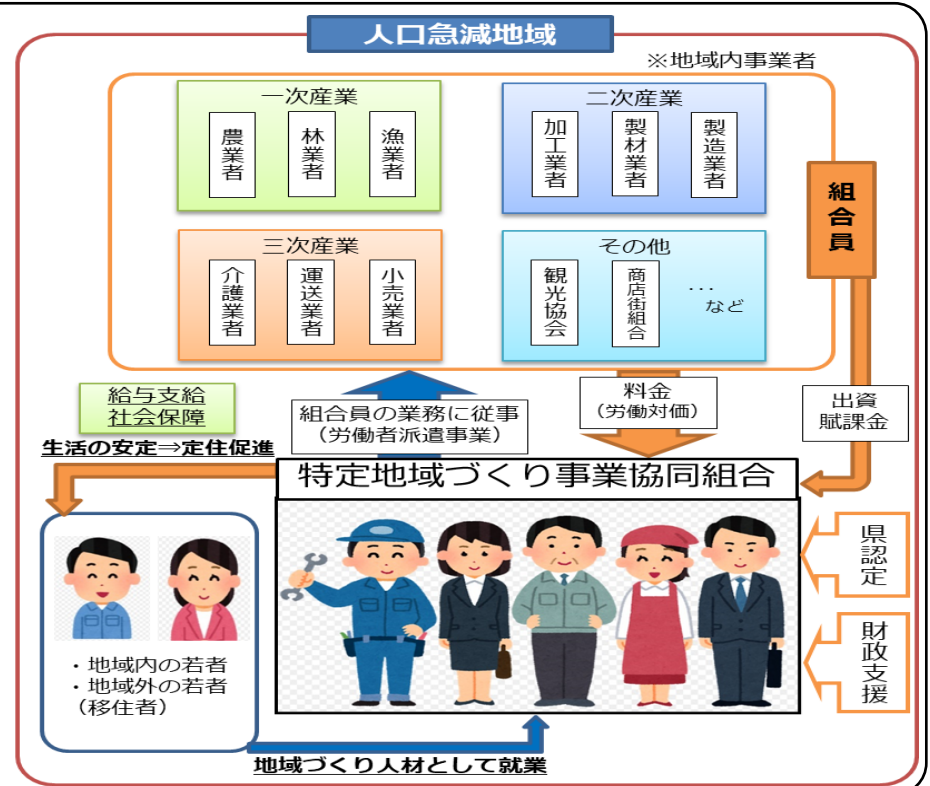
(2) 事業内容

特定地域づくり事業協同組合設立準備支援事業
補助金（補助率 定額、上限額 100万円）

特定地域づくり事業協同組合の設立に向けた準備に取り組む市町村を支援する。

(3) 成果指標

特定地域づくり事業協同組合の設立に向けた
手続を開始する団体 5団体



事業の期間

令和5年度～令和7年度

改 宮崎ひなた暮らし移住・定住促進事業

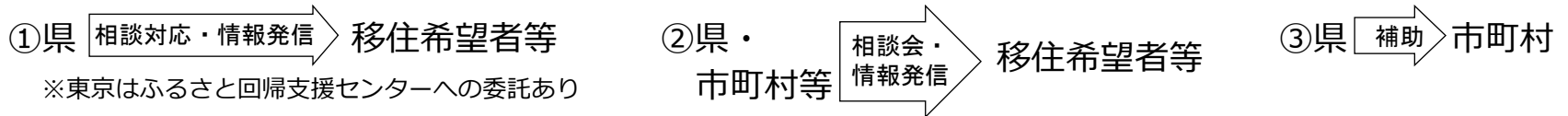
中山間・地域政策課 100,008千円
【財源:一般財源】

事業の目的

県外の移住希望者に対し、宮崎ひなた暮らしUIJターンセンターによる相談・サポートや移住・求人情報を提供すること等により、本県への移住・定住を促進し、地域の担い手の確保や産業の活性化を図る。

事業の概要

(1) 事業の仕組み



(2) 事業内容

- ① 宮崎ひなた暮らしUIJターンセンターの運営
県内外4か所（東京、大阪、福岡、宮崎）の相談窓口において、移住希望者からの相談等に対応
- ② 市町村等と連携した移住促進への取組
市町村等と連携した移住相談会の開催や情報発信等
- ③ 市町村における受入体制整備支援（補助率1/2以内、1/3以内又は2/3以内）
市町村における移住・定住促進に係る取組（都市部でのPRや移住サポーターの設置、移住者向けの空き家改修への補助等）への支援

(3) 成果指標

移住世帯数 現状（令和3年度）884世帯/年 → 1,000世帯/年

事業の期間

令和5年度～令和7年度

改 わくわくひなた暮らし実現応援事業

中山間・地域政策課 461,669千円
【財源：国庫、一般財源】

事業の目的

移住支援金の支給や就業マッチング支援により、本県への移住を促進するとともに、地域の担い手の確保や産業の活性化を図る。

事業の概要

(1) 事業の仕組み

① 県  市町村 ② 県  民間企業

(2) 事業内容

① 移住支援金支給事業（補助金）（補助率 3 / 4）

対象事業所への就職など、一定の要件を満たす移住者に移住支援金の支給を行う市町村を補助

支給額	国制度分	東京圏からの移住者	世帯100万円（※）、単身60万円
	県独自分	国制度分の対象外となる東京圏及び名古屋圏、大阪圏、福岡県からの移住者	世帯100万円（※）、単身30万円

※ 18歳未満の世帯員1人につき最大100万円を加算

② 就業マッチング支援事業

移住支援金対象事業所等を対象とした個別指導やセミナーの開催、就業マッチングサイトの改修

(3) 成果指標

移住支援金を受給し県内で就業する移住者数 現状（令和3年度）186人／年 → 538人／年

事業の期間

令和5年度～令和6年度

新 産業DXサポートセンター設置事業

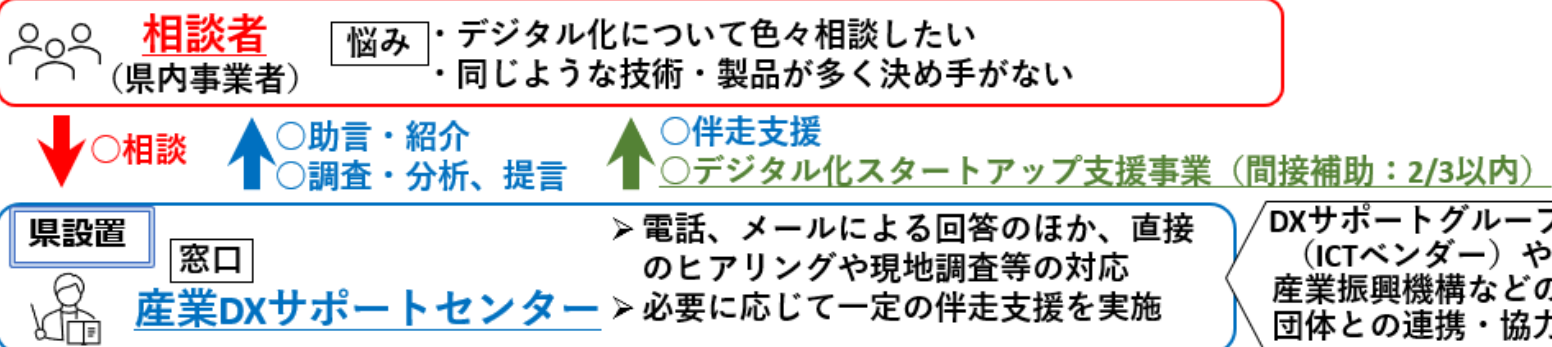
産業政策課 27,296千円
【財源:国庫、一般財源】

事業の目的

県内事業者のデジタル技術活用等に関する相談に対応する窓口（サポートセンター）を設置し、産業のデジタル化の加速化を図る。

事業の概要

(1) 事業の仕組み



(2) 事業内容

- ① 産業DXサポートセンター設置・運営（委託）
- ② デジタル化スタートアップ支援事業（補助率2/3以内、上限額50万円）
産業DXサポートセンターの支援を受け、好事例につながる取組の実証に要する経費を補助する。

(3) 成果指標

・窓口利用件数 500件/年 ・実証に取り組む事業者数 10者/年

事業の期間

令和5年度～令和6年度

改 奨学金返還支援事業

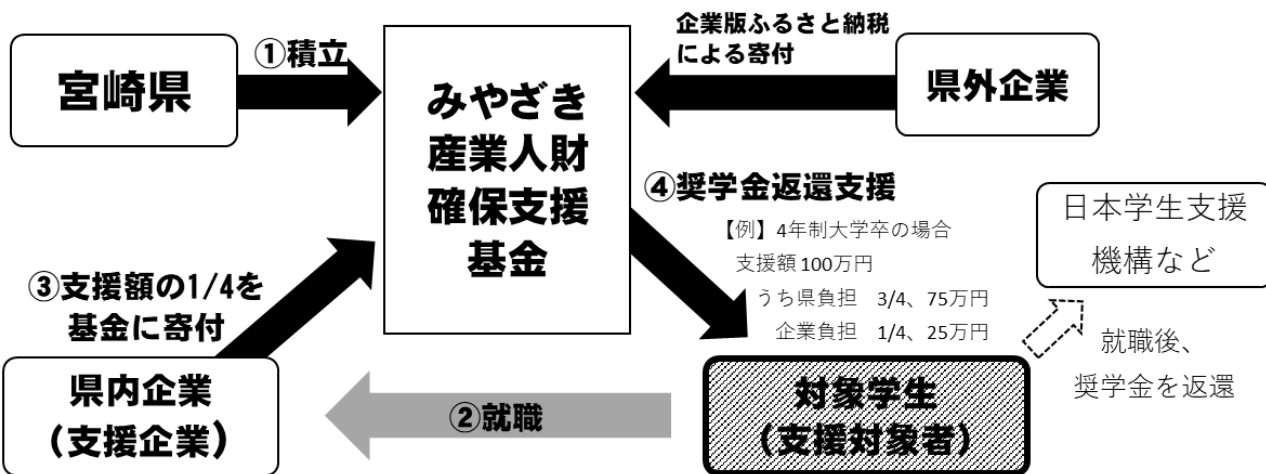
産業政策課 32,488千円
【財源:みやざき産業人財確保支援基金】

事業の目的

県内に就職した若者に対し、県内企業等と連携を図りながら奨学金返還を支援することにより、宮崎の将来を担う産業人財の県内定着を図る。

事業の概要

県内企業等に就職した大学生等に対し、当該企業と県が共同で積み立てた「みやざき産業人財確保支援基金」から奨学金返還支援金を給付



区分	限度額
大学院・6年制大学	150万円
4年制大学	100万円
短大・高専(4・5年次)・ 専修学校専門課程	50万円
高校・高専(1~3年次)・ 専修学校高等課程	40万円

○成果指標

支援企業 現状 (令和4年度認定) 100社 → 令和8年度 130社
支援対象者 現状 (令和3年度認定) 51名 → 令和8年度 60名

事業の期間

平成29年度～令和15年度

ICT活用による業務効率化推進事業

デジタル推進課 41,050千円
【財源:一般財源】

事業の目的

ICTの積極的な利活用による業務改革を推進する。

事業の概要

(1) 事業の仕組み

各種ICT技術を用い、庁内の業務効率化を支援

(2) 事業内容

① ICTツール導入支援事業

- ・ RPAによる事務作業の自動化
- ・ AI-OCRによる紙資料の電子化
- ・ QRコードツールによる事務作業の効率化
- ・ 研修等により職員のICTスキル向上

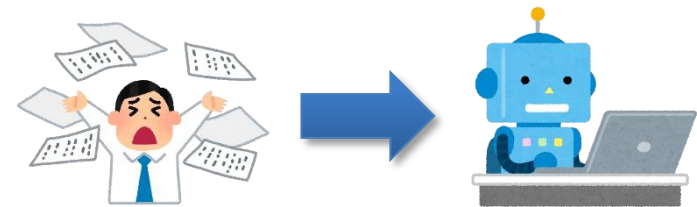
③ 会議録作成デジタル化事業

- ・ AIによる会議録等の作成業務の自動化

(3) 成果指標

業務の削減効果

(令和5年) 12,400 時間/年 → (令和6年) 13,500 時間/年 → (令和7年) 15,000 時間/年



② 新規導入システム等問合せ対応業務

- ・ WEB会議の現地サポート及びRPAやExcel等利用に関するヘルプデスクの運用により職員のICT利活用を推進

④ 通知等簡素化・情報共有機能強化事業

- ・ 庁内及び庁外への通知・照会等の業務をシステムにより効率化

事業の期間

令和5年度～令和7年度

新 自治体DXを担う人材育成事業

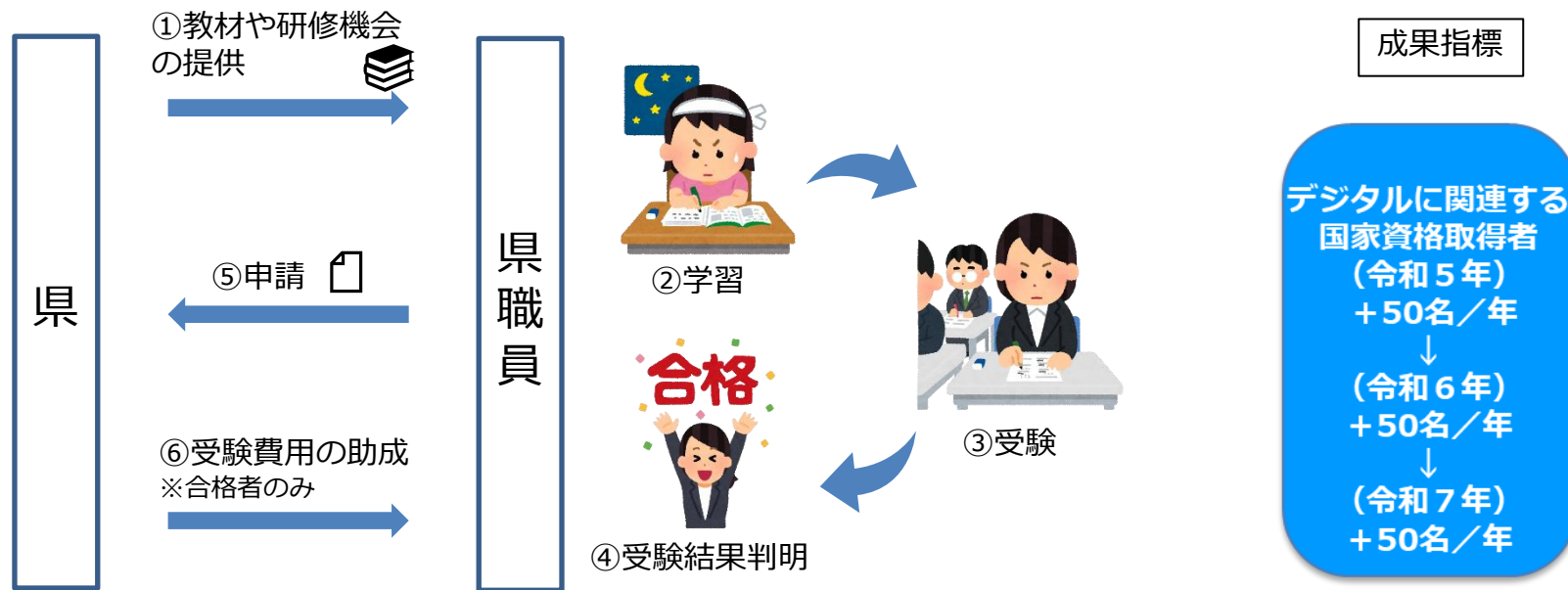
デジタル推進課 1,552千円
【財源:一般財源】

事業の目的

資格取得の助成等により、デジタル技術を活用し行政サービスの向上を実現できる庁内人材を育成する。

事業の概要

教材や研修機会の提供及びデジタルに関連する国家資格取得への助成を実施



事業の期間

令和5年度～令和7年度

改 みんなで交通安全！啓発推進事業

生活・協働・男女参画課 11,069千円
【財源：一般財源】

事業の目的

交通安全について世代や地域に応じた情報発信をすることで、家族や地域全体の問題としての認識を高めるとともに、免許返納が困難な高齢者の運転寿命を延ばすことにより、中山間地域の暮らしの維持に資する。

事業の概要

(1) 事業スキーム

① 県 補助 → 市町村 委託 → 民間企業 ② 県 委託 → 民間企業

(2) 事業内容

以下の①、②のほか、高齢者が自身の体調・運転能力を踏まえ、運転しない時間帯や場所等のルールを自ら決めて行う「制限運転」、自転車の安全で適正な利用やその他の交通安全に関する啓発業務を推進する。

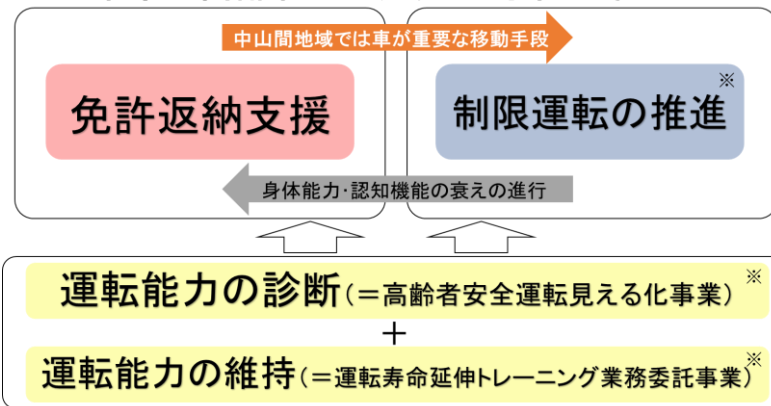
① 高齢者安全運転見える化事業（補助率1/2以内）
高齢運転者に対し運転能力等の診断や日常運転のモニタリング等を実施する市町村に経費を支援

② 運転寿命延伸トレーニング業務委託事業
高齢運転者の運転能力を維持するためのトレーニングに関するノウハウを有する民間企業に講師派遣等の業務を委託し、実施を希望する市町村を支援

(3) 成果指標

交通死亡事故死者数31人以下、交通事故発生件数5,200件以下、制限運転の26全市町村実施、自転車保険加入割合100%

本県の高齢者の交通安全対策の考え方



※は、県が関わる事業

事業の期間

令和5年度～令和7年度

県立芸術劇場大規模改修事業費

みやざき文化振興課 1,647,174千円
 【財源：県債、県有施設維持整備基金、一般財源】

事業の目的

メディキット県民文化センター（県立芸術劇場）の各ホールの天井の耐震性を高める工事を行う。
 また、施設の休館中に同時に実施することが効率的であるその他の設備等の改修を合わせて実施する。

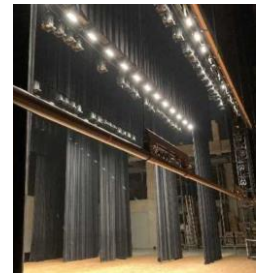
事業の概要

① 特定天井改修工事

各ホールの天井裏部分において部材を補強することにより耐震性を高める。

② ホール内に設置する舞台機構及び照明、音響設備の必要な更新を行う。

舞台機構：バトン等の吊物機構、制御盤・操作盤、諸幕更新
 舞台照明：ピンスポット、照明バトン（機材）、照明操作卓
 音響設備：吊りマイク、場内スピーカー、音響操作卓 など

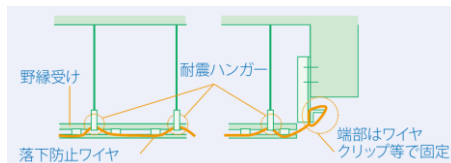


③ 高圧受電部、各電気室の高圧受変電設備の更新

④ 実施設計等

- ・外壁改修工事
- ・エレベーター改修工事

（工事に伴う休館期間）
 令和5年8月～令和6年度



（単位：千円）

事 項	令和5年度	令和6年度	計	債務負担行為
①特定天井改修	480,211	480,210	960,421	追加
②舞台設備改修	935,091	935,000	1,870,091	追加
③受変電設備更新	211,808		211,808	
コンサートピアノ改修	（契約）	21,362	21,362	追加
④その他	20,064		20,064	
計	1,647,174	1,436,572	3,083,746	

事業の期間

令和5年度～令和6年度

I 予算議案

【議案第1号】
債務負担行為（追加）

国民スポーツ大会事業費（競漕艇購入）

国スポ・障スポ準備課

1 概要

第81回国民スポーツ大会ボート（ローイング）競技を開催するに当たり、競漕艇76艇が必要となり、佐賀県、滋賀県、青森県（準備委員会）と共同購入する。競漕艇購入に当たっては、1年程度の納期を要し、令和6年度に佐賀県で開催される国民スポーツ大会で使用するためには令和5年度中の手続きが必要となることから、債務負担行為の設定を行う。

2 限度額

37,000千円

3 期間

令和5年度から令和6年度まで

4 事業スケジュール

年度	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
競漕艇購入		佐賀県 国スポ	滋賀県 国スポ	青森県 国スポ	宮崎県 国スポ

【議案第1号】債務負担行為（追加）

I 予算議案

【議案第1号】

債務負担行為（追加）

県有スポーツ施設整備事業（陸上競技場投てき練習場整備工事等）

国スポ・障スポ準備課

1 概要

投てき練習場整備工事、植栽工事の工期が複数年度になることから、債務負担行為の設定を行う。

2 限度額

664,349千円

3 期間

令和5年度から令和6年度まで

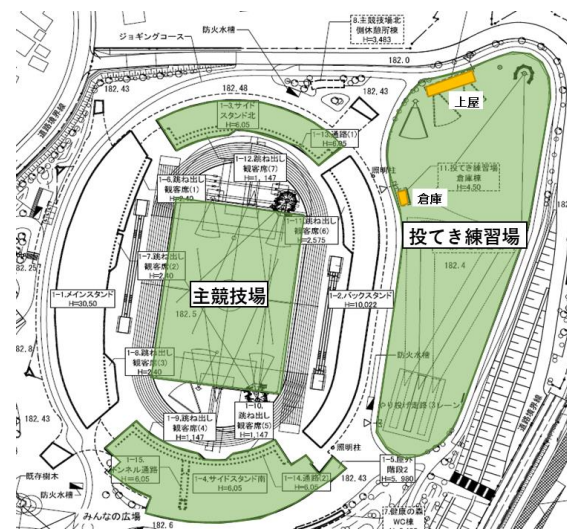
4 事業スケジュール

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
主競技場 (発注済)		■					
投てき練習場			■				
植栽			■				
						プレ大会	国スポ

< 建築計画概要 >

延床面積	170.10㎡（上屋）、45.0㎡（倉庫）
階数	平家建（上屋、倉庫とも）
構造種別	鉄骨造（上屋）、木造（倉庫）
債務負担行為対象工事	○ 投てき練習場整備工事 ○ 主競技場の植栽工事

< 対象敷地 >



I 予算議案

【議案第1号】

債務負担行為（追加）

県有スポーツ施設整備事業（体育館設備工事（2期））

国スポ・障スポ準備課

1 概要

メインアリーナの設備工事の工期が複数年度になることから、債務負担行為の設定を行う。

2 限度額

1, 100, 576千円

3 期間

令和5年度から令和7年度まで

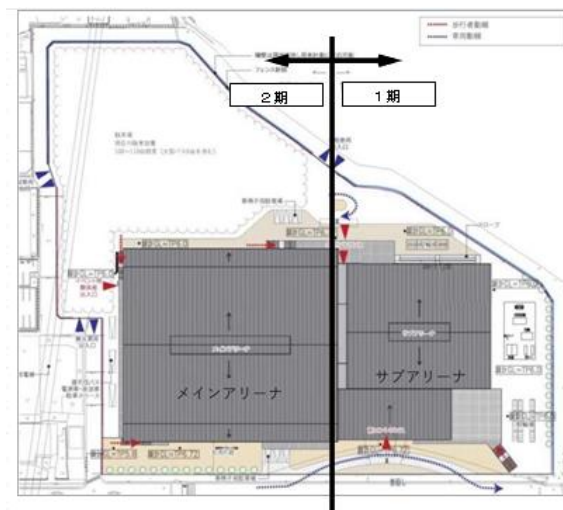
4 事業スケジュール

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
建築工事 (発注済)	■						
電・管・空(1期) (発注済)	■						
電・管・空(2期)				■			
						プレ大会	国スポ

< 建築計画概要 >

延床面積	12,998.20㎡
階数	地上2階
構造種別	鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造、木造)
債務負担 行為対象 工事	○新宮崎県体育館メインアリーナ建設における電気、管、空調工事

< 対象敷地 >



I 予算議案

【議案第1号】

債務負担行為（追加）

県有スポーツ施設整備事業（陸上競技場備品等整備）

国スポ・障スポ準備課

1 概要

陸上競技場に必要な競技備品等の購入については、納品までに期間を要し、令和6年11月の建物完成前の公認認定検査等までに納入を完了するためには、令和5年度中に購入の手続きを進める必要があることから、債務負担行為の設定を行う。

2 限度額

583,536千円

3 期間

令和5年度から令和6年度まで

4 事業スケジュール

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
主競技場 (発注済)		■					
投てき練習場 (別発注)			■				
備品			■				

<陸上競技場供用開始時に必要な備品>

競技備品等	公認検定備品、情報処理システム、インカムシステム等
諸室備品等	事務用机・椅子、会議用机・椅子、書棚、更衣ロッカー、傘立て、トレーニングルーム備品、救護室備品等
投てき練習場備品	円盤・ハンマー投用囲、投てき距離標識、光波距離測定装置等
グラウンド配線工事備品	有線LAN機器、防水分岐ボックス、移動式インカムボックス等

Ⅱ 特別議案

【議案第26号】 宮崎県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

生活・協働・男女参画課

1 改正の理由

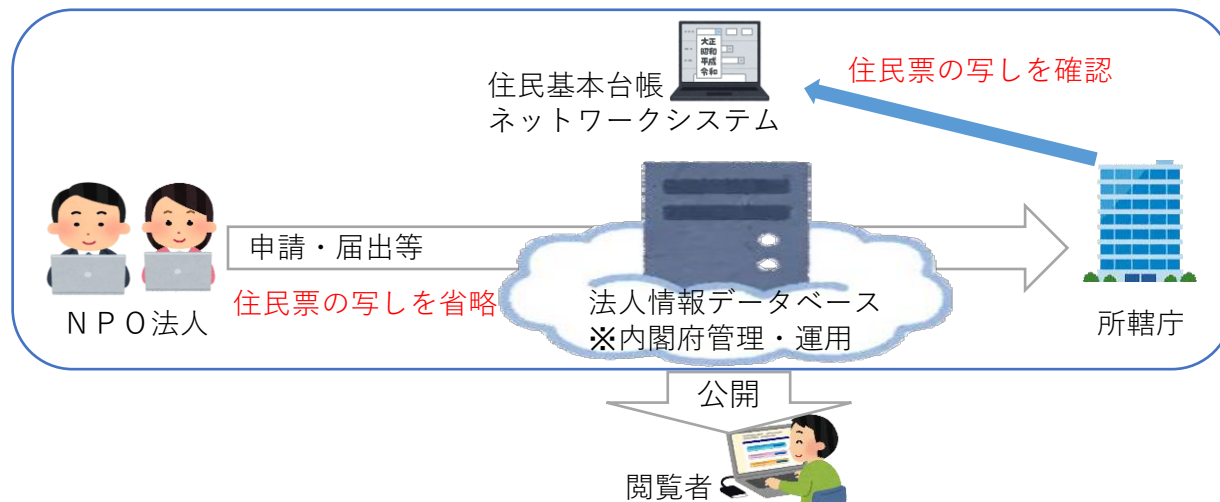
特定非営利活動促進法施行事務に関するオンラインシステムの利用開始に伴い、法人が申請等を行う際に、役員の住民票の写しの添付を省略することができるよう所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

法人が申請や届出を行う際、住民基本台帳ネットワークシステムを利用して法人の役員の住所等を確認できる場合には、当該法人は住民票の写しの添付を省略することができることとする。

3 施行期日

令和5年4月1日



Ⅱ 特別議案

4 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(役員の住所等を証する書面)</p> <p>第2条 法第10条第1項第2号ハ(法第34条第5項において準用する場合を含む。)の規定により役員の住所又は居所を証する書面として条例で定めるものは、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 当該役員が住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の適用を受ける者である場合にあつては、同法第12条第1項に規定する住民票の写し</p> <p>(2) [略]</p>	<p>(役員の住所等を証する書面)</p> <p>第2条 法第10条第1項第2号ハ(法第34条第5項において準用する場合を含む。)の規定により役員の住所又は居所を証する書面として条例で定めるものは、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 当該役員が住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の適用を受ける者である場合にあつては、同法第12条第1項に規定する住民票の写し</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、知事が住民基本台帳法第30条の11第1項の規定により地方公共団体情報システム機構から当該役員に係る機構保存本人確認情報の提供を受けるとき、又は同法第30条の15第1項の規定により都道府県知事保存本人確認情報を利用するときは、前項第1号に掲げる書面の添付を省略することができる。</u></p>

Ⅱ 特別議案

【議案第28号】 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

生活・協働・男女参画課

1 改正の理由

特定非営利活動促進法施行事務に関するオンラインシステムの利用開始に併せて、宮崎県における事務処理の特例に関する条例について所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

権限移譲市町が、次に掲げる特定非営利活動法施行事務を行うことができるよう関係規定を追加する。

(1) 別表1の9(20)及び(21)関係

特定非営利活動法人の解散及び清算を監督する裁判所からの求めに応じて調査を行い、又は意見を陳述する事務

(2) 別表1の9(32)関係

特定非営利活動法人の事業報告書等について、内閣府の整備するデータベースに記録する事務

3 施行期日

令和5年4月1日

Ⅱ 特別議案

4 新旧対照表

改正前	改正後																						
<p data-bbox="123 388 351 416">別表（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="150 425 923 1025"><thead><tr><th data-bbox="382 434 421 462">事</th><th data-bbox="653 434 691 462">務</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2" data-bbox="170 482 904 696">1の9 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）による次の事務及び宮崎県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年宮崎県条例第26号）による当該事務に係る事務（2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。）</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="197 711 421 739">(1)～(19) [略]</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="197 939 421 968"><u>(20)～(29)</u> [略]</td></tr></tbody></table>	事	務	1の9 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）による次の事務及び宮崎県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年宮崎県条例第26号）による当該事務に係る事務（2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。）		(1)～(19) [略]		<u>(20)～(29)</u> [略]		<p data-bbox="973 388 1201 416">別表（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1000 425 1773 1025"><thead><tr><th data-bbox="1232 434 1271 462">事</th><th data-bbox="1503 434 1541 462">務</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2" data-bbox="1020 482 1754 696">1の9 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）による次の事務及び宮崎県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年宮崎県条例第26号）による当該事務に係る事務（2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。）</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1047 711 1271 739">(1)～(19) [略]</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1047 753 1754 831"><u>(20) 第32条の2第3項の規定による裁判所からの意見の聴取又は調査の受託に関すること。</u></td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1047 845 1754 922"><u>(21) 第32条の2第4項の規定による意見の陳述に関すること。</u></td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1047 936 1271 965"><u>(22)～(31)</u> [略]</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1047 979 1696 1013"><u>(32) 第72条第2項の規定による記録に関すること。</u></td></tr></tbody></table>	事	務	1の9 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）による次の事務及び宮崎県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年宮崎県条例第26号）による当該事務に係る事務（2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。）		(1)～(19) [略]		<u>(20) 第32条の2第3項の規定による裁判所からの意見の聴取又は調査の受託に関すること。</u>		<u>(21) 第32条の2第4項の規定による意見の陳述に関すること。</u>		<u>(22)～(31)</u> [略]		<u>(32) 第72条第2項の規定による記録に関すること。</u>	
事	務																						
1の9 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）による次の事務及び宮崎県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年宮崎県条例第26号）による当該事務に係る事務（2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。）																							
(1)～(19) [略]																							
<u>(20)～(29)</u> [略]																							
事	務																						
1の9 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）による次の事務及び宮崎県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年宮崎県条例第26号）による当該事務に係る事務（2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。）																							
(1)～(19) [略]																							
<u>(20) 第32条の2第3項の規定による裁判所からの意見の聴取又は調査の受託に関すること。</u>																							
<u>(21) 第32条の2第4項の規定による意見の陳述に関すること。</u>																							
<u>(22)～(31)</u> [略]																							
<u>(32) 第72条第2項の規定による記録に関すること。</u>																							

Ⅱ 特別議案

【議案第27号】

宮崎県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例

生活・協働・男女参画課

1 改正の理由

道路交通法が一部改正され、令和5年4月1日以降、全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメットの着用が努力義務となること等に伴い、関連する条文の改正を行うものである。

2 改正の内容

- (1) 自転車利用者は、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならない旨規定する。
(第5条第2項関係)
- (2) 家庭における乗車用ヘルメット着用の交通安全教育について、その対象を「児童又は幼児（13歳未満）」から「未成年者（18歳未満）」に拡大する。（第11条第2項関係）
- (3) 幼児用座席に乗車させる場合、及び高齢者が自転車を運転する場合の乗車用ヘルメット着用に係る規定を削除する。（第12条関係）

3 施行期日

令和5年4月1日

Ⅱ 特別議案

4 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(自転車利用者の責務)</p> <p>第5条 自転車利用者は、自転車が車両（法第2条第1項第8号に規定する車両をいう。）であることを認識し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p><u>2</u> [略]</p> <p>(家庭における交通安全教育等)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 保護者は、その監護する<u>児童又は幼児</u>が自転車を運転するときは、当該<u>児童又は幼児</u>に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。</p> <p>3 高齢者（70歳以上の者をいう。<u>次条第2項において同じ。</u>）の家族は、当該高齢者に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の自転車の安全で適正な利用に関する事項について必要な配慮をするよう努めなければならない。</p>	<p>(自転車利用者の責務)</p> <p>第5条 自転車利用者は、自転車が車両（法第2条第1項第8号に規定する車両をいう。<u>次項において同じ。</u>）であることを認識し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p><u>2</u> 自転車利用者は、自転車が車両であることを認識し、<u>乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>3</u> [略]</p> <p>(家庭における交通安全教育等)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 保護者は、その監護する<u>未成年者</u>が自転車を運転するときは、当該<u>未成年者</u>に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。</p> <p>3 高齢者（70歳以上の者をいう。）の家族は、当該高齢者に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の自転車の安全で適正な利用に関する事項について必要な配慮をするよう努めなければならない。</p>

Ⅱ 特別議案

(乗車用ヘルメットの着用)

第12条 自転車利用者は、自転車関係法令の定めるところにより自転車に取り付けられた幼児用座席に幼児を乗車させるときは、当該幼児に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

2 高齢者は、自転車を運転するときは、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならない。

(自転車の点検整備)

第13条 自転車利用者、事業活動において自転車を利用する事業者及び自転車貸付業者（自転車の貸付けを業とする者をいう。次条第4項及び第15条第3項において同じ。）は、その利用し、事業の用に供し、又は貸し付ける自転車について、必要な点検及び整備（自転車の本体及びブレーキ、前照灯、反射器材その他の装備の安全性を確保するために必要な点検及び整備をいう。次項において同じ。）を行うよう努めなければならない。

2 [略]

第14条～第17条 [略]

(自転車の点検整備)

第12条 自転車利用者、事業活動において自転車を利用する事業者及び自転車貸付業者（自転車の貸付けを業とする者をいう。次条第4項及び第14条第3項において同じ。）は、その利用し、事業の用に供し、又は貸し付ける自転車について、必要な点検及び整備（自転車の本体及びブレーキ、前照灯、反射器材その他の装備の安全性を確保するために必要な点検及び整備をいう。次項において同じ。）を行うよう努めなければならない。

2 [略]

第13条～第16条 [略]

Ⅲ その他報告事項

令和5年度総合政策部組織改正案（令和5年4月1日付け改正）

総合政策課

（1）国スポ・障スポ準備課に「広報・県民運動担当」及び「障スポ大会担当」を新設（総合政策部）

- 令和9年度に本県で開催予定の「国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会」開催に向けて、広報及び県民運動に関する業務を行う「広報・県民運動担当」、全国障害者スポーツ大会の開催準備を行う「障スポ大会担当」を新設する。

現 行	改正後
<p>【国スポ・障スポ準備課】</p> <p>課長 ─┬─ 課長補佐 (総括) ─┬─ 総務企画担当</p> <p> └─ 課長補佐 (技術担当) ─┬─ 競技式典担当</p> <p> └─ 施設調整担当</p> <p> └─ 施設整備担当</p>	<p>【国スポ・障スポ準備課】</p> <p>課長 ─┬─ 課長補佐 (総括) ─┬─ 総務企画担当</p> <p> └─ 課長補佐 (技術担当) ─┬─ 広報・県民運動担当</p> <p> └─ 障スポ大会担当</p> <p> └─ 競技式典担当</p> <p> └─ 施設調整担当</p> <p> └─ 施設整備担当</p>

（2）競技力向上推進課を新設（総合政策部）

- 教育庁スポーツ振興課競技力向上推進室で所管している国民体育大会及び国民スポーツ大会に向けた競技力向上に関する業務を総合政策部に移管して、官民を挙げた総合的な取組を推進する「競技力向上推進課」を新設する。

現 行	改正後
<p><教育庁></p> <p>【スポーツ振興課競技力向上推進室】</p> <p>室長 ─┬─ 競技力向上担当</p> <p> └─ 施設整備担当</p> <p>※施設整備担当は、スポーツ振興課内に設置予定（R5）</p>	<p><総合政策部></p> <p>【競技力向上推進課】</p> <p>課長 ─┬─ 課長補佐 (総括) ─┬─ 競技力企画担当</p> <p> └─ 課長補佐 (競技担当) ─┬─ 競技力強化担当</p>